

## 災害等への対応

- ・午前6時の時点でアまたはイの場合は自宅待機とする。

ア 千葉県の上葛飾地域または印旛地域（北西部）に（ア）または（イ）の警報等が発令されている場合。

（ア）特別警報（大雨・暴風・大雪・暴風雪）

（イ）2つ以上の警報（大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪）

イ 次の（ア）または（イ）の電車路線が運行を停止している場合。

（ア）常磐線各駅停車の我孫子・松戸間の区間（一部区間も含む）。

（イ）東武アーバンパークライン運河・柏間、かつ柏・六実間（一部区間も含む）。

- ・午前8時の時点での基本的な判断

ア 午前8時までに状況が改善された場合は始業時間を10:00とする。

イ 午前8時の時点で午前6時の状況が変化しない場合は臨時休校とする。

休校の場合は、「まちcomiメール」で保護者、職員に連絡する。

- ・現場実習について

学校が臨時休校となった場合、実習先の会社が休みでなくても現場実習は行わない。

- ・状況は居住地域によって差異があるため、各家庭で危険と判断し、登校を見送り

自宅学習とした場合、あるいは遅刻した場合でも、欠席や遅刻とはしない。

（欠席の場合は、特欠）